

|    |          |        |          |          |          |          |        |
|----|----------|--------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 改正 | 昭和五三年    | 四月     | 一日規則第一八号 | 昭和五七年一〇月 | 一日規則第六四号 |          |        |
|    | 昭和六三年    | 三月三十一日 | 規則第二一号   | 平成一一年    | 四月       | 一日規則第三九号 |        |
|    | 平成一二年    | 三月三十一日 | 規則第六八号   | 平成一四年    | 三月二六日    | 規則第二三号   |        |
|    | 平成一六年    | 四月     | 一日規則第七八号 | 平成一七年    | 三月二九日    | 規則第五一号   |        |
|    | 平成一九年    | 三月三〇日  | 規則第三五号   | 平成二四年    | 七月       | 六日規則第六一号 |        |
|    | 平成二五年    | 三月二九日  | 規則第五九号   | 平成二五年    | 八月一三日    | 規則第七八号   |        |
|    | 平成二七年一二月 | 四日     | 規則第六九号   | 令和       | 三年       | 七月二〇日    | 規則第三八号 |
|    | 令和       | 五年     | 三月二四日    | 規則第七号    |          |          |        |

ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定によりふぐ処理師免許を受けようとする者は、ふぐ処理師免許申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が行うふぐ処理師試験に合格した者にあつては、第十条の規定により知事に提出した同条第一号に掲げる書類が申請前六月以内に作成されているものであり、かつ、その記載内容に変更がない場合は、第三号に掲げる書類を添えることを要しない。

- 一 第十三条に規定するふぐ処理師試験合格証書の写し又は条例第五条第一項第二号に規定する他の都道府県等においてふぐの取扱いに関する試験に合格し、免許等を受けている者にあつては、その旨を証する書類の写し
- 二 視覚若しくは精神の機能に障害がある者又は麻薬、あへん、大麻、覚醒剤若しくはアルコールの中毒者であるかないかの医師の診断書（申請前一月以内に診断されているもの）
- 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載した住民票の写し（以下「本籍記載住民票の写し」という。）又は同法第三十条の四十五に規定する住民票の写し（同条に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第五条第二項第二号及び第十条において「国籍等記載住民票の写し」という。）その他これに類するものとして知事が適当と認める書類（申請前六月以内に作成されているもの）
- 四 申請前六月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真であつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの（以下「申請用写真」という。） 二葉

一部改正〔平成一四年規則二三号・二四年六一号・二五年五九号・令和五年七号〕

(ふぐ処理師名簿及びふぐ処理師免許証の様式)

第三条 条例第六条第一項に規定するふぐ処理師名簿は、別記第二号様式によるものとする。

- 2 条例第六条第二項に規定するふぐ処理師免許証（以下「免許証」という。）は、別記第三号様式によるものとする。

(免許証の再交付)

第四条 条例第六条第三項の規定による再交付の申請は、ふぐ処理師免許証再交付申請書（別記第四号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 前項の申請は、申請用写真二葉及び免許証をき損した場合は当該免許証を添付しなければならない。

(免許申請事項の変更届)

第五条 条例第六条第四項の規定による届出は、ふぐ処理師免許申請事項変更届（別記第五号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（届出前六月以内に作成されているもの）を添付しなければならない。

- 一 本籍の変更 本籍記載住民票の写し
- 二 国籍等の変更 国籍等記載住民票の写しその他これに類するものとして知事が適当と認める書類
- 三 住所又は氏名の変更 住民票の写し又は住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する住民票の写しに類するものとして知事が適当と認める書類  
全部改正〔平成一四年規則二三号〕、一部改正〔平成二四年規則六一号・二五年五九号〕  
(免許証の書換え)

第六条 条例第六条第五項の規定による申請は、ふぐ処理師免許証書換え交付申請書（別記第六号様式）並びに申請用写真二葉及び交付されている免許証を提出して行わなければならない。  
全部改正〔平成一四年規則二三号〕

(試験の科目)

第七条 条例第九条第一項の規定によるふぐ処理師試験（以下「試験」という。）は、次の科目について行う。

- 一 水産食品の衛生に関する知識
- 二 ふぐに関する一般知識
- 三 ふぐの処理に関する実技  
一部改正〔令和五年規則七号〕

(試験の公告)

第八条 知事は、試験の実施の期日、場所及び受験願書の提出期限その他当該試験に関し必要な事項をあらかじめ公告する。

(試験委員)

第九条 試験に関する事務を行わせるため、試験委員を置く。

- 2 試験委員は、県職員及び学識経験を有する者のうちからその都度知事が任命し、又は委嘱する。  
一部改正〔平成一九年規則三五号〕

(受験手続)

第十条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書（別記第七号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 本籍記載住民票の写し又は国籍等記載住民票の写しその他これに類するものとして知事が適当と認める書類（ふぐ処理師試験受験願書の提出前六月以内に作成されているもの）
- 二 申請用写真 一葉  
一部改正〔平成一四年規則二三号・二四年六一号・二五年五九号・令和五年七号〕

(受験票の交付)

第十一条 知事は、前条のふぐ処理師試験受験願書を受理したときは、ふぐ処理師試験受験票（別記第九号様式）を交付する。

(不正行為に対する処分)

第十二条 知事は、受験者が試験に関して不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すことがある。

(合格証書の交付)

第十三条 知事は、試験に合格した者に対して、ふぐ処理師試験合格証書（別記第十号様式）を交付する。

(営業の認証申請)

第十四条 条例第十三条第一項の規定により営業の認証を受けようとする者は、ふぐ営業認証申請書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 免許証の写し（営業者自らがふぐ処理師でない場合にあつては、その専任ふぐ処理師の免許証の写し）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十五条第一項の規定による営業の許可に係る許可証の写し
- 三 営業所付近の見取図
- 四 廃棄物の処理方法を記載した書類
- 五 営業者自らがふぐ処理師でない場合にあつては、専任ふぐ処理師と営業者との雇用関係を明ら

かにする書類

一部改正〔平成一六年規則七八号・令和三年三八号〕

(営業台帳及び営業認証書の様式)

第十五条 知事は、条例第十三条第二項の規定により認証したときは、営業台帳（別記第十二号様式）に登載し、ふぐ営業認証書（別記第十三号様式）を交付するものとする。

(認証書の再交付)

第十六条 条例第十三条第四項の規定による申請は、ふぐ営業認証書再交付申請書（別記第十四号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の申請において、認証書をき損した場合にあつては、当該認証書を添付しなければならない。

(認証書の書換え)

第十七条 条例第十三条第五項の規定による届出は、ふぐ営業認証申請事項変更届（別記第十五号様式）を提出し、同条第六項の規定による申請は、ふぐ営業認証書書換交付申請書（別記第十六号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の申請が、氏名の変更に係るときは、住民票の写し又は住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する住民票の写しに類するものとして知事が適当と認める書類（申請前六月以内に作成されているもの）を、専任のふぐ処理師の変更に係るときは、当該処理師の免許証の写し及び営業者との雇用関係を明らかにする書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成二四年規則六一号・二五年五九号〕

(免許証及び認証書の返納届)

第十八条 条例第十八条第一項の規定による免許証又は認証書の返納は、免許証（認証書）返納届（別記第十六号様式の二）を提出して行わなければならない。

追加〔平成二五年規則五九号〕、一部改正〔令和三年規則三八号〕

(ふぐ処理師の死亡又は失踪届)

第十九条 条例第十八条第二項の規定による届出は、ふぐ処理師死亡（失踪）届（別記第十七号様式）を提出して行わなければならない。

一部改正〔平成二五年規則五九号〕

(営業の廃止届)

第二十条 条例第十八条第三項の規定による届出は、ふぐ営業廃止届（別記第十八号様式）を提出して行わなければならない。

(当該職員)

第二十一条 条例第十九条に規定する当該職員は、法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員である職員とする。

2 条例第十九条第二項に規定する身分を示す証票は、別記第十九号様式とする。

一部改正〔平成一九年規則三五号・二五年七八号〕

附 則

この規則は、昭和五十年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年十月一日規則第六十四号）

この規則は、昭和五十七年十二月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日規則第三十九号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のふぐの取扱い等に関する条例施行規則第十五条の規定により交付されているふぐ営業認証書については、改正後のふぐの取扱い等に関する条例施行規則第十五条の規定により交付されているふぐ営業認証書とみなす。

附 則（平成十二年三月三十一日条例第六十八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前のふぐの取扱い等に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十四年三月二十六日規則第二十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前のふぐの取扱い等に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十六年四月一日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日規則第五十一号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第三十五号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月六日規則第六十一号)

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前のふぐの取扱い等に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十五年八月十三日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月四日規則第六十九号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月二十日規則第三十八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定、第十八条を削り、第十八条の二を第十八条とする改正規定、別表を削る改正規定、別記第十一号様式の改正規定(「第十四条第一項」を「第十四条」に改める部分に限る。)及び別記第十六号様式の二の改正規定(「第十八条の二」を「第十八条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前のふぐの取扱い等に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和五年三月二十四日規則第七号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第二条)

全部改正〔令和5年規則7号〕

第二号様式

(第三条第一項)

第三号様式

(第三条第二項)

全部改正〔平成14年規則23号〕

第四号様式

- (第四条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年68号〕
- 第五号様式  
(第五条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年68号・14年23号〕
- 第六号様式  
(第六条)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年68号・14年23号・16年78号〕
- 第七号様式  
(第十条)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年68号・24年61号〕
- 第八号様式 削除  
〔令和5年規則7号〕
- 第九号様式  
(第十一条) (大きさは、縦20センチメートル、横6センチメートルの二つ折り)
- 第十号様式  
(第十三条)
- 第十一号様式  
(第十四条)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年68号・25年59号・令和3年38号〕
- 第十二号様式  
(第十五条)
- 第十三号様式  
(第十五条)  
全部改正〔平成17年規則51号〕、一部改正〔平成27年規則69号〕
- 第十四号様式  
(第十六条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・63年21号・平成12年68号・25年59号・令和3年38号〕
- 第十五号様式  
(第十七条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・63年21号・平成12年68号・25年59号・令和3年38号〕
- 第十六号様式  
(第十七条第一項)  
一部改正〔昭和53年規則18号・63年21号・平成12年68号・25年59号・令和3年38号〕
- 第十六号様式の二  
(第十八条)  
追加〔平成25年規則59号〕、一部改正〔令和3年規則38号〕
- 第十七号様式  
(第十九条)  
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年68号・25年59号〕
- 第十八号様式  
(第二十条)  
一部改正〔昭和53年規則18号・63年21号・平成12年68号・25年59号・令和3年38号〕
- 第十九号様式  
(第二十一条第二項) (大きさは、縦8センチメートル、横12センチメートル)  
一部改正〔平成19年規則35号〕